

わたSHIGA輝く国スポスポーツクライミング競技会
愛子内親王殿下の競技御覧に係る競技団体関係者入場券（ADカード）申込約款

（総則）

第1条 令和7年10月5日（日）の愛子内親王殿下のわたSHIGA輝く国スポ「第79回国民スポーツ大会」のスポーツクライミング競技会の競技御覧に伴う、競技団体関係者の観覧者入場券（ADカード）（以下「入場券」という。）の申込者は、本約款に同意したものとみなします。

（募集）

第2条 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）は、次のとおり、スポーツクライミング競技会（成年女子リード決勝）の競技団体関係者の観覧者を募集します。

- (1) 成年女子リード決勝に出場する都道府県の選手・監督・トレーナー（種別問わず）
- (2) 成年女子リード決勝に出場する選手の家族（選手1名に対して2名まで）
- (3) 成年女子リード決勝に出場する都道府県競技団体関係者（2名まで）

（申込）

第3条 入場券の申込は、次の方法により実行委員会に申し込むものとします。

- (1) 「10月5日（日）成年女子リード決勝観覧申込書」を10月4日（土）午後6時30分までに必要事項を記入の上、実行委員会に提出するものとする。
- (2) 申込を行う者は、観戦者名簿に掲げるすべての項目について、正確に記載しなければなりません。

（無効の申込）

第4条 次に掲げる申込は申込単位で無効にします。

- (1) 偽の事項を記載した申込
- (2) 必要な事項を記載していない申込

（入場料）

第5条 入場料は、無料とします。

（入場券の発行）

第6条 実行委員会は、競技会当日に受付後、本人確認済みの方には「入場券」を発行します。また、リストバンドの装着をお願いします。

- 2 本人確認方法は、受付時にマイナンバーカード、運転免許証等、官公庁等の公的機関が発行する顔写真付きの本人確認書類を提示いただきます。決勝観覧申込書と照合して、申込者本人であることを確認します。ただし、顔写真付きの本人確認書類を所持していない場合は、健康保険証等、官公庁等の公的機関が発行する顔写真付きでない本人確認書類が2点必要となります。(例:健康保険証、母子健康手帳、各種医療費助成受給券等)
- 3 申込時に記入いただいた氏名・住所・生年月日と本人確認書類が一致しない場合は、「入場券」は発行できません。
- 4 選手・監督・トレーナーについては、既に交付しているADカード(選手・監督・トレーナー)をもって入場券とすることから、受付は必要ありません。

(駐車場)

第7条 総合運動公園の駐車場および駐輪場は、利用可能台数に限りがあります。また、総合運動公園周辺の道路で交通規制が行われます。満車のため駐車できない場合があります。

(実行委員会の権利)

第8条 実行委員会は、本約款に違反した者に対し、リード競技観覧エリアへの立ち入りを拒否する権利、またはリード競技観覧エリアから退去させる権利を有します。

(損失の責任)

第9条 保持者が、競技の開催前、開催中および開催後を問わず、競技を観覧することに付随して生じた身体への危害および財産上を含む損害または損失については、施設上の不備等実行委員会に責任がある場合を除き、その責任を負いかねます。

(個人情報の取扱い)

第10条 実行委員会は、申込の際に得た個人情報を運営における観覧者の本人確認、会場警備のための警察および警備関係者への情報提供、その他わたSHIGA輝く国スポ・障スポの運営および管理のためにのみ利用します。

(肖像権の取扱い)

第11条 競技会を観覧した場合、報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書・ホームページ等で公開されることがあります。

- 2 競技会を観覧した場合、報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映およびインターネットにより配信されることがあります。また、大会開催の報告書等に編集され、配布されることがあります。

(入場券の譲渡禁止)

第12条 正規の手続きにより保持者となった者に限り、入場券を使用する権利を有するものとし、入場券を他人に譲渡または貸与することは禁止します。

(他用途利用の禁止)

第13条 入場券を広告、転売その他の営業目的（景品または競争もしくは抽選の商品として供すること等）に利用することはできません。

(入場券の紛失)

第14条 入場券を紛失した場合は、ご覧いただけない場合があります。

(運営管理)

第15条 保持者は、リード競技観覧エリアに入場する際は、必ず入場券を首から掛けなければなりません。

2 保持者は、リード競技観覧エリアに入場する際には、本人確認書類、入場券、リストバンドで再度本人確認を受けていただきます。

3 保持者は、入場ゲート進入時以外においても、実行委員会等から本人確認を求められた場合は、これに応じなければなりません。

4 保持者は、入場の際に、秩序保持または円滑な運営を行うために実行委員会等が行う手荷物または所持品等の検査に応じなければなりません。

5 保持者は、実行委員会が別に定める持込禁止物の持込みおよび禁止行為等を行ってはなりません。

6 保持者は、実行委員会が指定する範囲内の座席に着席しなければなりません。

7 実行委員会は、会場の運営管理に必要な限りにおいて、保持者の座席を変更する権利を有するものとし、保持者は変更に従わなければなりません。

(入場券の無効)

第16条 荒天その他特別な事情により、入場者を制限し、観覧者を入場させない判断をした場合または中止の場合、入場券は無効とします。

(その他)

第17条 会場運営の都合上、リード観覧エリアの入場時間を指定する場合があります。